

県営渡船事業 情報公開訴訟

請求外も公開義務

最高裁判決 県の処分取り消し

海津市海津町の長良 非公開処分にしたのは違 手取り、処分の取り消し 田豊三裁判長は十四日、川の県営渡船委託事業に 法たとして、市民グループ を求めた上告審の判決 請求された文書の一部を県が プが古田肇県知事を相 で、最高裁第三小法廷(上

住民側の一部勝訴確定

最高裁「対象外の情報も公開」

情報公開
訴訟
岐阜
県

岐阜県営渡船事業の情報公開を巡る訴訟で、最高裁第三小法廷(上田豊三裁判長)は14日一公開請求された文書に請求対象外の情報が記録されている場合、混同されるとの理由で対象外の情報を公開しないことは許されない」との初判断を示した。そのうえで、2審より公開範囲を広げる判決を言い渡した。住民側の一部勝訴が確定した。原告は寺町知正・同県

例が公開請求の対象を情報ではなく公文書としているのは明らかで、文書全体が公開の対象となる」と述べた。原告側は1審・岐阜地裁(00年9月)が公開、2審・名古屋高裁(01年8月)が非公開とした船頭名の公開も求めていたが、第3小法廷はこの部分については今年3月、個人情報として上告を返ける決定を出した。

原告は市民グループ「くらし・しぜん・いのち県民ネットワーク」(事務局代表・寺町知正山県市議)。判決では市民グループが公開請求した渡船事業を管理する大垣土木事務所職員出張費に関する文書や、関連物品の取得金額を記した一覧表などの文書の一部を県が黒塗りとして非公開としたのは違法とした。

適正に情報公開

古田肇知事 本日の判決は、私どもの主張が認められない内容のものとなりました。今後は判決の趣旨に沿って、情報公開制度を適正に運用していきたいと考えております。

【木口哲】